

令和7年10月31日

各位

いわき信用組合  
理事長 金成 茂

特別調査委員会の調査等により判明した不祥事件について  
(ご報告とお詫び)

当組合では、令和7年5月30日に公表いたしました第三者委員会による調査結果を厳粛に受け止め、令和7年6月13日に発足した新経営体制のもと、第三者委員会から当組合による追加調査が必要と指摘された事項の解明を図るべく、令和7年6月30日に当組合と利害関係のない外部専門家で構成する特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

今般、特別調査委員会による調査が終了し同委員会より調査報告書を受領いたしましたところ、既に判明しておりました一連の不祥事件（詳細は、当組合ホームページ令和7年5月30日付「第三者委員会調査結果報告書」をご覧ください。）に関する新たな事実のほか、旧経営陣らによる複数の不祥事件等の存在が新たに判明いたしました。

また、特別調査委員会による調査のほか、当組合自身で実施した内部調査によっても、旧経営陣らによる新たな不祥事件等の存在が判明いたしました。

特別調査委員会による調査結果の概要、当組合自身が実施した内部調査結果の概要は、次ページ以降に記載のとおりです。また、特別調査委員会による調査結果の詳細につきましては、当組合ホームページに掲載いたしました令和7年10月31日付「特別調査委員会調査報告書」をご覧ください。

社会的・公共的役割を担い、より高いコンプライアンス意識をもって経営にあたるべき金融機関の役員による複数の不祥事件が判明したことを厳粛に受け止め、役職員一同深く反省し、組合員並びにお客様、地域の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当組合は、第三者委員会及び特別調査委員会の各調査結果を踏まえ、本年6月に発足した新経営体制のもと、ガバナンス体制、コンプライアンス体制等の改善、第三者委員会及び特別調査委員会より提言していただきました再発防止策等を着実に実行し、不祥事件等を二度と引き起こすことのないよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

【お問い合わせ先】

いわき信用組合 本部

電話番号 0246-92-4111

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）

9:00～18:00

## I 特別調査委員会の調査により判明した不祥事件等について

※ 本項では、特別調査委員会の調査結果の要旨のみを記載しております。当該調査結果の詳細につきましては、当組合ホームページ掲載の「特別調査委員会調査報告書（以下「本報告書」といいます。）」をご覧ください。

### 1. 特別調査委員会の調査概要

特別調査委員会は、当組合と利害関係のない弁護士・公認会計士から構成されており、令和7年6月30日から同年10月30日までの間、当組合が委嘱した下記の項目に係る調査を実施しました。

- ① 不正融資事案（いわゆる「甲事案」（大口融資先への迂回融資及び無断借名融資））の追加調査
- ② その他の不正行為の追加調査
- ③ ①及び②の調査結果による当組合計算書類への影響額の算定
- ④ その他特別調査委員会が必要と認めた事項
- ⑤ ①ないし④を踏まえた、追加的な原因分析及び再発防止策の提言

### 2. 不正融資に関する事実関係（委嘱事項①）

#### （1）不正融資の種類（本報告書7ページ）

第三者委員会調査報告書において指摘されていた、⑦迂回融資、⑧無断借名融資のほか、⑨水増し融資（融資金額を水増しして融資を実行した上、元役員がその一部を債務者から現金で受け取るタイプの不正融資）が確認されました。

#### （2）無断借名融資を主導していた役員（本報告書9ページ）

遅くとも平成20年3月期から繰り返されていた一連の無断借名融資<sup>※</sup>は、江尻次郎氏（当時、当組合理事長又は会長であり、以下「江尻氏」）の意向に従って実行されており、その実行の差配については、時期に応じて順次、当組合の専務理事又は常務理事を務めていた鈴木丈夫氏、猪狩正弘氏、本多洋八氏及び坪井信浩氏が担っておりました。

※ 本人の承諾なく個人名義を無断で借用して当組合の融資を実行した行為。

（詳細は本報告書8ページをご覧ください。）

#### （3）第三者委員会からの指摘事項等（本報告書10ページ）

第三者委員会は、不正融資による外部流出金額につき合計約22億9,849万円と認定した上、そのうち約8.5億円ないし約10億円の使途先が不明と指摘していたところ、特別調査委員会の調査により、使途先不明とされていた資金の大部分が反社会的勢力（以下「反社」）に該当するというべき者からの不当要求に対する支払に充てていたことが明らかになりました。

#### （4）反社からの不当要求に対する支払（本報告書11～21ページ）

##### ア 支払開始の経緯

反社からの不当要求に対する支払は平成初期（1990年代）に繰り返されていた右翼団体等による当組合を標的とする街宣活動を中止させるための解決料の名目で、反社に該当するというべきΣ氏

に数億円規模の支払を行ったことをきっかけとして開始されたと考えられます。

#### イ Σ氏について

Σ氏は、1990年代から、当組合において、少なくとも暴力団関係者と親交を有する周辺者と位置づけられていた者であり、その後、当組合に対する不当要求を繰り返したことを併せ考慮すれば、当組合の反社会的勢力対応管理規程に照らして、反社に該当する人物というべきです。

#### ウ 江尻氏の理事長就任後の反社に対する資金提供

江尻氏は、平成16年の理事長就任後、右翼団体による街宣活動の実施等を示唆しながら不当要求を繰り返すΣ氏に屈し、反社に対する支払を継続しました。

江尻氏によれば、同氏の理事長就任以降に反社に支払った金額は合計10億円前後に上るとのことですが、特別調査委員会の調査において、その一部（約3.5億円）につき具体的な裏付けのある支払事実が確認されました。まず、Σ氏に対する支払事実として、水増し融資を原資とした合計1億円の支払事実（平成20年頃）、無断借名融資等を原資とした1億円の支払事実（平成28年頃）が、それぞれ確認されました。さらに、平成19年ないし平成20年頃、企業における不祥事追及等を主眼とする情報誌の関係者（特別調査委員会は、当該関係者についても反社に該当すると指摘しています。）から、当組合における過去からの不正を暴く旨脅されて、同関係者に対し1.5億円程度の資金を支払った事実が確認されました。

なお、Σ氏は、平成29年以降も、当組合に電話をかけるなどして繰り返し資金提供を要求していましたが、江尻氏は、平成30年4月、Σ氏の子に3億円の融資を実行すると同時に、Σ氏から、「私は、いわき信用組合に対し、今後一切金銭の要求をせず、いささかの迷惑もかけないことを確認します。」旨記載した確認書の提出を受けるなどし、以降は金銭支払要求に応じなかったと考えられます。

#### エ 反社に支払われた金額の推定

江尻氏の理事長在任中に合計10億円前後が反社に支払われた旨の同氏の説明は不合理なものといえず、不正融資によって捻出された現金のうち10億円前後の現金が反社からの不当要求に対する支払に当てられたと考えられます。

#### （5）X2社グループへの資金流出の状況等（本報告書21～25ページ）

江尻氏ら当時の当組合役員らは、当時大口融資先となっていたX2社グループの債務者区分の引下げ等を回避するため、平成16年3月頃から、PC三社を通じた迂回融資の方法によるX2社グループへの資金供給を実施するようになりました。さらに平成19年3月以降は無断借名融資による資金供給を繰り返すようになり、これは東日本大震災（平成23年3月）の影響によるX1社施設の営業休止まで続きました。

特別調査委員会は、X2社グループ関連の支出のために実行された無断借名融資の総額につき、約12億3,500万円と認定しております。このほかにも、当組合は、X1社施設における東日本大震災の津波被害からの復旧作業（瓦礫撤去等）のために支出した5,670万円につき、現在に至るまで仮払金としての計上を続けていましたが、当該支出は、実質的にはX2グループに対する融資にあたるものであります。

なお、当組合では、従来より当該仮払金をX2社グループへの与信額とみなしており、X2社に対する与信総額に係る回収不能見込額（担保等による回収見込控除額控除後の金額）は過年度において貸倒償却処理しております。

#### **（6）その他の流出先の検討（本報告書 25～29 ページ）**

##### **ア 第三者委員会調査報告書指摘のV社、U1社、W社への資金提供のための不正融資の有無**

###### **（ア）V社に対する不正融資の有無**

当組合は、平成15年頃からV社の代表者等からの求めに応じて、V社の代表者が実質的に支配していたペーパーカンパニーを債務者とする迂回融資を実行していました。また、当組合元役員らは、平成15年9月から、V社の代表者が、その親族や関係する別法人の名義を無断で借用している事実を知らず、当該名義での融資に応じておりました。

特別調査委員会は、これら迂回融資及び無断借名融資により、1億7,078万円がV社等に流出したと認定しています。

###### **（イ）U1社に対する不正融資の有無**

当組合は、第三者委員会調査報告書指摘のとおり、U1社のペーパーカンパニーを債務者とする迂回融資を実行しておりましたが、当該融資は業績が上向いた同社の資金を原資として返済されており、一連の無断借名融資によって不正に捻出された資金がその返済に充てられた事実は確認されませんでした。

###### **（ウ）W社に対する不正融資の有無**

第三者委員会調査報告書において、ペーパーカンパニーを利用したW社に対する迂回融資の可能性が指摘されておりましたが、当該迂回融資を含め、W社に対する不正融資実行の事実は確認されませんでした。

#### **（7）旧経営陣による無断借名融資の着服横領の有無の調査結果について（本報告書 29 ページ）**

特別調査委員会は、同委員会の調査の限りでは、不正融資によって捻出された資金が、旧経営陣らによって個人的に着服横領された事実を確認するには至らなかったとしております。

#### **（8）その他の「水増し融資」の実行について（本報告書 15～17 ページ、37 ページ）**

特別調査委員会は、前記のとおり、水増し融資によって捻出された資金合計1億円がΣ氏に支払われたほか、当組合元役員の知人が代表を務める法人等に対する水増し融資の中から、合計5,100万円が当組合元役員に還流されて、無断借名融資の返済等に充当されたと認定しております。

### **3. その他の不正行為について（委嘱事項②）**

#### **（1）反社の周辺者に対する融資実行について（本報告書 31 ページ）**

##### **ア Σ氏の親族への融資について**

当組合は、平成30年4月、Σ氏の子に対し、収益物件（テナントビル）の購入資金として3億円の融資を実行しました。当該融資については、様々な問題点があり、とりわけ長年にわたり不当要求を繰り返してきたΣ氏の親族に対するものであったにもかかわらず、融資の妥当性や回収可能性

等が慎重に吟味されたとはいいいえず、結局、当該融資案件については、現在も返済が遅延している状況です。

#### イ 反社の周辺者に対するその他の融資案件について

当組合は、令和元年から令和6年にかけて、当組合が従前より反社と認定していた者から紹介された複数の債務者に対し、賃貸物件等の購入資金として総額28億5,850万円（合計9件）の融資を実行していたところ、現時点で、前記9件のうち5件が延滞しております。

#### (2) 協力融資（本報告書33ページ）

当組合の一部職員によって、融資実行目標（ノルマ）達成等のために、融資先の協力を得て、融資先が本来必要としていない融資を実行し短期間のうちに返済を受けるという「協力融資」が行われていたところ、平成20年3月期から令和5年3月期までの期間において、合計で36件、約5億6,650万円の協力融資が確認されました。

### 4. 当組合の計算書類への影響額について（委嘱事項③）

#### (1) 不正融資の実行金額等の特定（本報告書34～39ページ、図表4）

ア 迂回融資：合計約2,213百万円（90件）

イ 無断借名融資：合計約25,620百万円（1,487件）

（注）特別調査委員会は、第三者委員会から提供を受けた無断借名融資のリストに追加及び除外等の修正を行って、上記金額及び件数の特定を行っております。

ウ 水増し融資からの環流金額：合計151百万円

エ 不正融資合計金額（ア～ウ）：約27,984百万円

#### (2) 不正融資によって捻出された資金の使途及び流出先（本報告書34～39ページ、図表4）

##### ア 組合への環流金額

|          |           |
|----------|-----------|
| 迂回融資返済   | 2,160百万円  |
| 無断借名融資返済 | 22,703百万円 |
| 利息等支払    | 552百万円    |
| 現金残高     | 18百万円     |
| 合計       | 25,433百万円 |

##### イ 外部流出金額

|         |          |
|---------|----------|
| 乙案件補填   | 196百万円   |
| X2社グループ | 1,235百万円 |
| V社等     | 171百万円   |
| 反社      | 949百万円   |
| 合計      | 2,551百万円 |

#### (3) 当組合の計算書類への影響額（本報告書40ページ、図表5）

不正融資のうち、無断借名融資については、その各期末残高を役員貸付に振り替えるとともに全額に対し貸倒引当金を計上する必要があります。

また、不正融資のうち、迂回融資及び水増し融資については、融資先に対する債権として計上す

べきものであるため各期末残高の振替の必要はないものの、不正に実行されたものであることを前提として回収可能性を検討する必要があります。

上記の不正融資に対する訂正処理を反映した令和2年3月期から令和6年3月期の当組合の純資産額及び当期純利益額は下記のとおりです。

なお、令和7年3月期の当組合の計算書類において、令和6年3月期までの以下の訂正処理の金額（訂正額合計▲1,941百万円）を「修正再表示による累積的影響額」として、損益計算書の「繰越金（当期首残高）」の次の項目として計上しております。

| 純資産額（単位：百万円）    | 令和2年<br>3月期 | 令和3年<br>3月期 | 令和4年<br>3月期 | 令和5年<br>3月期 | 令和6年<br>3月期 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 訂正前純資産          | 19,299      | 20,314      | 19,927      | 19,416      | 20,991      |
| 無断借名融資の償却累計額の取消 | 914         | 945         | 997         | 997         | 997         |
| 役員貸付金貸倒引当金      | ▲2,617      | ▲2,780      | ▲2,865      | ▲2,874      | ▲2,918      |
| 迂回融資貸倒引当金       | ▲20         | ▲20         | ▲20         | ▲20         | ▲20         |
| 訂正額合計           | ▲1,723      | ▲1,855      | ▲1,888      | ▲1,897      | ▲1,941      |
| 訂正後純資産          | 17,576      | 18,459      | 18,039      | 17,519      | 19,050      |

| 当期純利益額（単位：百万円） | 令和2年<br>3月期 | 令和3年<br>3月期 | 令和4年<br>3月期 | 令和5年<br>3月期 | 令和6年<br>3月期 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 訂正前当期純利益       | 161         | 301         | 150         | 614         | 215         |
| 無断借名融資の償却額取消   | 146         | 31          | 53          | -           | -           |
| 役員貸付金貸倒引当金繰入額  | ▲49         | ▲164        | ▲85         | ▲9          | ▲44         |
| 迂回融資貸倒引当金繰入額   | -           | -           | -           | -           | -           |
| 訂正額合計          | 97          | ▲133        | ▲32         | ▲9          | ▲44         |
| 訂正後当期純利益       | 258         | 168         | 118         | 605         | 171         |

## 5. 原因分析、再発防止策等（委嘱事項⑤）

特別調査委員会は、第三者委員会から提言された幅広い再発防止策に加え、反社排除や不当要求への対応に関し、その実現において何よりも重要なのは経営陣を中心とした全役職員の意識を高く保つことであり、外部専門家による相談・通報窓口を活用するなどした全役職員における相互監視の下、その意識改革を図ることが肝要である旨、指摘されました。

## Ⅱ 当組合自身で実施した内部調査により判明した不祥事件について

特別調査委員会による調査のほか、当組合自身で実施した内部調査（当局検査を踏まえた調査を含む）により、旧経営陣らによる不祥事件に該当すると判断した事案等が以下のとおり判明いたしました。

### 1. 旧経営陣らが第三者委員会調査に虚偽の供述を行いかつ東北財務局に虚偽の報告を行っていた件

特別調査委員会による調査のほか、当組合自身で実施した内部調査により、旧経営陣らが、一連の不祥事件（第三者委員会調査報告書の「甲事案」「乙事案」）に関する第三者委員会の調査に対し、虚偽の供述等を行い、監督当局（東北財務局）にも虚偽の報告を行っていたことが判明いたしました。

虚偽の報告を行っていた事項は、特別調査委員会の調査により判明しました「本多前理事長が無断借名融資の差配を担っていた事実（本文2ページ、2.（2）」、「職員eがハンマーで破壊したとしていたノートパソコン（無断借名融資の管理に使用）は破壊せずに坪井前専務理事に引き渡していた事実」（本報告書35ページ）のほか、内部調査により判明した以下の事案です。

金融機関たる当組合役職員が、自ら依頼した第三者委員会の調査や監督当局に対して虚偽の供述・報告を行ってきたことは、社会性・遵法精神が著しく欠如した行為であり断じて許せないものであり、関係者に対する責任追及に向け弁護士と相談・協議を進めてまいります。

#### （1）第三者委員会調査における「乙事案」※1に係る損失の補填方法に関する虚偽

※1. 「乙事案」は、平成22年3月から平成26年8月頃にかけて発生した職員Yによる融資金着服、預金着服など複数の横領又は詐取した行為を江尻前会長らが隠蔽していた事案。

詳細は、当組合ホームページ令和7年5月30日付掲載の「第三者委員会調査報告書」112～145ページをご覧ください。

第三者委員会の調査（詳細は「第三者委員会調査報告書」127ページをご覧ください。）において、江尻前会長らは、「乙事案」によって当組合に発生した損失の一部を補填するため、平成25年6月頃、当時の役員ら6名（江尻前会長、鈴木（丈夫）元専務理事、片寄元常務理事、猪狩元常務理事、星元常務理事、志賀元常勤監事（乙事案発生当時は支店長））が総額65百万円を立て替え、その後、令和3年9月から令和5年12月にかけて無断借名融資により捻出した資金で当該役員らに65百万円を返済したと供述し、監督当局にも同様の報告を行っておりました。

しかし今回、関係者への聞き取り調査等を行った結果、役員ら6名が6,500万円を立て替えた事実ではなく、6,500万円を役員らが立て替えたとする根拠資料も捏造されたものであったことが判明いたしました※2。また、令和6年11月16日に旧経営陣らが集まり、一部出席者が反対するなか、当該虚偽の供述等を行うことを決定しておりました。

当該虚偽の供述等を行った経緯につきましては、役員らが立て替えたと主張していた6,500万円を清算するために捻出した無断借名融資の資金が、実際には江尻前会長が平成28年12月頃、Σ氏に資金提供した1億円（本報告書17ページ（第2・4（7））の一部に充当された蓋然性が高く、6,500万円の資金の動きからΣ氏への資金提供等の事実が発覚することをおそれに行ったことを確認いたしました。

※2. 「第三者委員会調査報告書」（127ページ）では、「自己資金の提供を認定するに足りる確たる

証拠はなく、積極的事実であると認定することはできないと判断した。」とされておりました。

## 2. 坪井前専務理事による問題行為

### (1) 現金紛失事案の隠蔽指示

令和6年11月22日、営業店において現金5万円が不足していることが判明し、支店長から報告を受けた役員が坪井前専務理事に報告しましたが、坪井前専務理事は一連の不祥事件を公表（令和6年11月15日）した直後のため表沙汰にしたくないとの理由から、支店長に現金不足の事実はなかったことにするよう指示し、支店長は自身の資金で補填しておりました。その後、坪井前専務理事は、支店長が捻出した現金を返済するため、本部で保管していた商品券5万円分を支店長に手渡すよう他の役員に指示しておりました。また、坪井前専務理事は、他の役員らには現金不足の事案は解決済である旨を報告しておりました。なお、現金不足が生じた原因は現在調査中ですが、現時点で横領、窃盗の事実は確認されておられません。

役員が、現金不足発生時に係る内規に基づいた原因調査等の処理を行わず、隠蔽を職員に指示した行為は極めて悪質な行為であると認識しております。

### (2) 内規に基づく手続を怠った業務委託契約の締結及び常務会議事録の改ざん

令和6年10月28日開催の常務会において、令和6年11月8日付で取引先企業との間で、当該企業から保険窓販業務に関する研修・指導等を受けるとする内容の業務委託契約を締結することが承認されたとなっております。しかし実際には、本常務会には付議・承認されておらず、常務会議事録は、当該契約を主導した坪井前専務理事が担当職員に議事録を改ざんするよう指示していたことが判明いたしました。なお、本業務委託契約については、顧問弁護士に相談のうえ当該企業と交渉して契約無効の措置を実施いたしました。

役員が、内規に則った手続を無視し、当組合の意思決定機関の一つである常務会の議事録を改ざんするに至った行為は極めて悪質な行為であると認識しております。

### (3) 顧客名義の預金を内規に則った手続を行うことなく本部に移管

令和6年10月15日、一顧客が複数の店舗に預入していた預金を本部で一括管理することを目的として本部の別段預金口座に集約するよう職員に指示しておりました。こうした行為は、内規に反して預金名義人の同意を得ることなく行われており、役員がルールを無視した行為を行っていたことは極めて悪質な行為であると認識しております。

## 3. 当組合が内規に基づき反社会的勢力と認定した先が所有する企業に融資を実行

平成31年及び令和6年に、当組合が内規に基づき反社会的勢力として認定した先が所有する企業に対して融資を実行していたことが判明いたしました。金融機関として反社勢力との関係遮断に毅然とした態度で取組むべきにもかかわらず融資に応じていたことは、当時の経営陣らの法令等遵守への意識が欠如していたと認識しております。

## 4. 大口信用供与規制の信用供与等限度額を超過した融資先（X1社）に係る潜脱行為

第三者委員会調査における「甲事案」（X1社<sup>\*</sup>）に対するペーパーカンパニー3社を通じた迂回融資



及び無断借名融資)につきまして、既に明らかとなっておりますとおり、X1社に対する融資残高は、平成14年時点で法令に定める大口信用供与規制の信用供与等限度額を超過しておりましたが、そうした中、平成16年3月から行ったペーパーカンパニー3社(P1社、P2社、P3社)への迂回融資、平成19年3月から行った無断借名融資による資金提供を行っておりました。(詳細は「第三者委員会調査報告書」をご覧ください。)

今回、特別調査委員会の調査により明らかとなった無断借名融資の資金の流れ等の詳細を確認し、旧経営陣らが行ったこうした事実は重大な法令違反(協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第13条第5項、大口信用供与規制の潜脱行為)に該当すると判断しております。

※「X1社」(第三者委員会調査報告書及び本文書Ⅱ)は、本報告書(本文書Ⅰに記載の「X2社」と同一の企業グループに属します。

### Ⅲ 今回判明した不祥事件への対応について

今回、特別調査委員会の調査において判明しました旧経営陣らによる行為は、金融機関の経営者としての社会性、遵法精神が著しく欠如した、極めて問題のある行為であり、速やかに監督官庁へ報告のうえ、法令等に基づく届出等の手続を行ってまいります。

また、第三者委員会の調査報告等に基づき、これまで旧経営陣に対する刑事責任及び民事責任の追及に向けて弁護士と相談・協議を進め、捜査当局とも相談してまいりましたが、今回の特別調査委員会の調査結果を受けて、改めて弁護士と相談・協議し、また捜査当局とも相談しつつ、旧経営陣ら関係者に対しては、刑事告訴及び民事訴訟の対象者の追加、損害賠償請求額の追加等の必要な措置を進めるなど厳正に対処してまいります。

当組合は、これまで法令等遵守への意識が著しく欠如し、経営陣間における相互監視・牽制や、監事による経営監視も全く機能しておらず、また異常なまでの上位下達の企業風土のもと、一部の役員からのパワーハラスメント行為などを恐れ、他の役職員は問題行為を指摘することもできず、役員から内規に反する指示にも盲従していたなど、内部管理態勢は全く機能しておらず、業務の適切性が確保されておませんでした。さらに、より高いコンプライアンス意識をもって経営にあたるべき金融機関の役員が、これまでに判明した不祥事件にとどまらず、長年にわたり反社会的勢力に対して不正な資金提供等まで行ってきたことは極めて重く受け止め、役職員一同深く反省し、反社会的勢力の排除、不当要求に毅然として対応するよう早急に対処してまいります。

以 上